

答 申 書

平成27年11月 4日

沖縄県対米請求権事業調査委員会

沖 対 調 第 1 号

平成27年11月 4日

公益社団法人沖縄県対米請求権事業協会

会 長 浦 崎 唯 昭 殿

沖縄県対米請求権事業調査委員会

委 員 長 野 崎 四 郎



対米請求権事業のあり方について（答申）

平成26年9月3日付け、諮問第1号をもって諮問のあった事項の一部で継続審議となっていた「新規事業の創設」及び追加事項として新たに協会から提案のあった「中期経営計画」について、慎重に審議した結果、事業調査委員会の意見を取りまとめましたので答申します。

なお、新規事業については、昨今の低金利の状況等に鑑み、収入に見合った支出構造への転換を図る必要から、実施時期にあたっては、適宜対応するよう要望します。

また、中期経営計画については、計画を着実に推進し、さらなる経営の基盤強化・健全化に努めるよう要望します。

目 次

1	新規事業について	1
	(1) 地域コミュニティ（自治会）活動促進事業	1
	(2) 地域振興事業 特別枠	2
2	中期経営計画について	3

1 新規事業について

(1) 地域コミュニティ（自治会）活動促進事業

〈事業の意義・必要性〉

地域コミュニティでは、自治会をはじめ、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体など様々な団体が活動を行っている。

協会は、これまで多様化する地域課題の解決に向けた取り組みに対する活動支援を行っており、平成27年度においては、地域活性化助成事業の拡充を図ってきたところである。

しかし、地域によっては、過疎化や高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化により、「自治会加入率の低下」、「地域活動の担い手不足」や「地域活動（行事）への参加者の減少・固定化」、「多様な地域主体との連携・ネットワークの不足」などの様々な問題がコミュニティ機能の低下要因となっていることから、住民同士が互いに支え合う「地域の絆」を再生し、地域コミュニティの活性化を図っていく必要がある。

そのため、当該事業は、地域活動の拠点となる施設（公民館等）の有効利用（各種講座、伝統行事等）を図る観点から、備品（イス、テーブル、音響等）を整備し、地域住民が自主的・主体的に取り組むコミュニティ活動の促進に資するものである。

〈事業の概要〉

[助成先]：市町村

[実施主体]：市町村が認めるコミュニティ組織（自治会等）

[事業内容]：地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図るために直接必要な備品整備に関する事業

[実施方法]：実施にあたって市町村は、実施主体の施設の現状や備品整備の必要性等を十分理解するなど、効果的な事業となるよう実施主体との関与を義務づけ、事業の実施にあたるものとする。

(2) 地域振興事業 特別枠

〈事業の意義・必要性〉

当該事業については、平成6年度から実施しているが、協会の運用益の減少により、現行のままで事業継続が困難となったことから、平成27年度から事業規模を縮小している。

当該事業は、地域のニーズも高く、これまで地域づくりに大きく寄与しているところであるが、事業の実施段階における市町村等の負担額が助成割合以上の超過負担となっている場合がある。

また、当該事業は、市町村等が自主性を発揮して実施できる間口の広いものとなっている反面、実施する各事業を見ると、地域活性化推進事業、地域文化振興事業、地域国際交流推進事業に特化した形で実施され、地域産業振興事業、地域環境保全推進事業、地域情報化推進事業への利用が少ない現状にあり、協会として事業の有効活用に向けた取り組みを図るとともに、今後は、市町村等が地域の課題を分析するなど、企画力を高めて効果的な事業展開を図ることも重要である。

そのため、当該事業に「特別枠」を新たに設け、地域の情報発信、地域の魅力や資源を磨き上げ、その可能性を最大限に引き出すなど、創意工夫による新たな事業展開を促進するとともに、特に超過負担の大きい市町村等に対して負担の軽減を図る必要がある。

〈事業の概要〉

[助成先]：市町村、広域市町村圏事務組合

[実施主体]：市町村、広域市町村圏事務組合及び関係団体等

[事業内容]：対象事業は、新規事業とし、短期集中的に事業を行うことで高い事業効果が期待でき、地域の課題解決につながる事業で単年度に多額の費用を要する事業

[実施方法]：事業の採択にあたっては、原則として国、県の補助制度にない事業であり、かつ地域特性を活かした事業内容であることに配慮する。

なお、協会の財政状況等を勘案し、事業の実施時期については、平成29年度以降とする。

2 中期経営計画について

別紙「中期経営計画」は、協会の運営をめぐる現状と課題を踏まえ、実施期間における協会の経営方針、実施事業の方向性等を明示した基本方針となっている。

当該計画は、平成26年度に協会から諮問を受け、当調査委員会で審議した「対米請求権事業のあり方」の答申内容に基づくものであり、当調査委員会としては、概ね異存はありません。